

議事要旨(5) 特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭に新井専門委員長より、特別目的会社（SPE）専門委員会では、(1)SPE を含む連結の範囲について、国際会計基準審議会（IASB）における議論を踏まえた検討、(2) IASB から公表されている公開草案 E9 共同アレンジメント（IAS31 をリプレースするもの）に対するコメントの検討、(3)投資育成目的（いわゆるベンチャーキャピタル（VC）条項）及び債権回収目的の取扱いについての検討が行われている旨の説明がなされた。本日は、前回に引き続き、(3)に関して、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲に関する適用指針案（以下「適用指針案」）」の構成の紹介を中心に、秋葉主席研究員より説明がなされた。

- ・ これまで子会社及び関連会社の範囲の判定等に関しては、監査委員会報告第 60 号が実務上の指針として用いられてきたが、適用指針案は、そのうちの会計上の取扱いに関する部分について基本的にその内容を引き継いだ上で、会社法の施行等への対応を加えたものである。
- ・ 投資育成目的や債権回収目的の取扱いについては、一定の要件を満たした場合、投資先の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合に該当するものとする案（A' 案）をベースに、実際の適用に関する問題点等を追加検討し、速やかに公開草案としてまとめる予定である。

この説明に対する委員等からの主な発言は以下のとおりである。

- ・ 子会社に該当しないこととする要件の 1 つとして「売却等により当該他の会社等の議決権の大部分を所有しないこととなる適切な計画があること（1 年程度での売却等に限られない。）」があるが、「1 年程度での売却等に限られない」という記述がある理由について質問があり、事務局からは、1 年以内で売却等が予定されている場合には、支配が一時的という理由で連結の範囲に含めない取扱いになっているためである旨が回答された。また、いわゆる出口戦略は投資会社側の意図で変更可能なことから、何らかの外見的な制約条件を設けて歯止めをかけたほうが良いのではないかとの意見もあった。
- ・ 他の会社等の株式や出資を所有している投資企業や金融機関は、実体のある企業であることが必要であるとされているが、「実体のある」とは具体的にどのようなことを想定しているのかとの質問があり、これに対して事務局からは、多層構造の取扱い等も考慮した上で「実体のある」という文言を入れたが、具体的な範囲についてはまだ確定していないため、今後さらに検討する旨が回答された。
- ・ 「当該他の会社等の事業は自己の事業と明らかに異なる」という子会社に該当しないこととする要件について、多角化企業の場合、外見的な要件のみでは支配の有無を判定

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

できないのではないかととの質問があり、これに対して事務局からは、対象企業を制限しないと恣意的な適用の恐れがあるという意見が多いことから、対象企業を限定している旨が回答された。

- ・ 適用指針案の検討と国際会計基準審議会（IASB）で検討されている連結プロジェクトとの関係について質問があり、IASB における連結の議論を踏まえた検討は、速やかにまとめようと考えられている適用指針案の検討とは別に、今後も中長期的に行っていく旨が回答された。

以 上